○厚生労働省告示第百三十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（平成二年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
平成３年１月１日から同年３月31日まで	110
平成３年10月１日から同年12月31日まで	110
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
平成21年１月１日から同年３月31日まで	110
平成21年４月１日から同年６月30日まで	110
平成21年７月１日から同年９月30日まで	110
平成21年10月１日から同年12月31日まで	110
平成22年１月１日から同年３月31日まで	110
平成22年７月１日から同年９月30日まで	110
平成23年１月１日から同年３月31日まで	110
平成23年４月１日から同年６月30日まで	110
平成23年７月１日から同年９月30日まで	110
平成24年１月１日から同年３月31日まで	110
平成24年４月１日から同年６月30日まで	110
平成24年７月１日から同年９月30日まで	110
平成24年10月１日から同年12月31日まで	110
平成25年１月１日から同年３月31日まで	110
平成25年４月１日から同年６月30日まで	110

改正前

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
昭和63年７月１日から同年９月30日まで	110
（略）	（略）
平成３年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
平成24年７月１日から同年９月30日まで	110
（新設）	（新設）
平成25年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）